**質問書様式**

別紙

| 件名 | 首都圏中央連絡自動車道　戸田高架橋耐震補強工事 |
|---|---|

| 番号 | 質問分類（選択） | 質問対象（選択） | 質問箇所 | 質　問　事　項 | 回答（発注者使用欄） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 質問書A(申請書等に関する質問) | 入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く | 入札公告（説明書）P.8 競争参加資格要件等一覧表における競争参加要件-施工実績-同種工事a)b)について | 歩道橋と自転車道橋は道路橋に含まれるでしょうか。 | 入札公告（説明書）競争参加要件_施工実績_同種工事に示す道路橋に歩道橋と自転車道橋は含まれません。 |
| 2 | 質問書A(申請書等に関する質問) | 入札公告（説明書）　※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く | 契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】 | 留意事項に「a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。」と記載があります。<br>今回の工事では、複数の技術者（同一の技術者で有する必要はない）を配置することは可能でしょうか。 | 入札公告（説明書）契約履行要件_配置予定技術者に求める項目_対象となる施工経験に示すとおり、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む）のうち、いずれかの者が施工経験を有する必要があります。<br>また、同種工事a)およびb)について、同一の技術者で有する必要はありません。 |
| 3 | 質問書A(申請書等に関する質問) | 技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合） | 提案１について | コンクリート巻き立て補強工に、縁端拡幅工Ｂは含まれますか。ご教示願います。 | 縁端拡幅のコンクリートは、技術提案の評価対象としません。 |
| 4 | 質問書A(申請書等に関する質問) | 技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合） | 提案１について | コンクリートへの混和剤に関する提案は評価対象となりますでしょうか。ご教示願います。 | コンクリート施工管理要領のＡ１－５に関連する規定を満足する場合は、◇過度なコスト負担を要する提案の取扱いとして『①【提案１】コンクリートの仕様変更』には該当いたしません。 |
| 5 | 質問書A(申請書等に関する質問) | 技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合） | 提案１について | コンクリートの品質確保について、対象範囲は、「コンクリート施工管理要領（令和7年7月）」の６．構造物用コンクリートの施工のうち、「６－１運搬および打ち込み、６－２養生、６－３打継目、６－４鉄筋工、６－５型枠および支保工、６－６表面仕上げ、６－７寒中コンクリート、６－８暑中コンクリート」が課題と着眼点の対象範囲という理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、ご教示願います。 | 本工事に関連するコンクリート施工管理要領（令和8年7月）「6.構造物用コンクリートの施工」は、すべて対象とお考えください。 |
| 6 | 質問書A(申請書等に関する質問) | 技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合） | 提案２について | 供用道路とは、高速道路と市道6336号線の両方が含まれるという理解でよろしいでしょうか。もしくは、高速道路のみでしょうか。 | 首都圏中央連絡自動車道が対象となります。 |
| 7 | 質問書A(申請書等に関する質問) | 技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合） | 技術評価項目及び技術評価基準<br>評価項目<br>【提案1】 | 様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目【提案1】「橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリートの品質確保に関する技術提案」の提案範囲は、橋脚補強 96基（RC巻立補強47基）、縁端拡幅工 20箇所が対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 提案範囲は、橋脚のコンクリート巻立て補強のみです。縁端拡幅工は技術提案の評価対象としません。 |
| 8 | 質問書A(申請書等に関する質問) | 技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合） | 技術評価項目及び技術評価基準<br>評価項目<br>【提案1】 | 様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目【提案1】「橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリートの品質確保に関する技術提案」の提案範囲において、戸田高架橋：P1～P5.P7～P11、本郷矢部高架橋：P8.P9、滝高架橋：P1.P2、丹尾高架橋：P1～P4、東金ICAランプ：P6.P12.P23.P24、東金ICBランプ：P9～P11は、橋脚上部が梁構造となっており、橋軸方向の面の天端空間が狭いため、コンクリート打込み・締固めが不可能です。これは、契約後の設計変更協議の対象及び技術提案の範囲外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 打込み及び締固めは施工可能と考えておりますので、技術提案の範囲内としてご検討ください。<br>また、契約後の設計変更協議については、条件変更等により、監督員が必要と認めた場合、設計変更できるものとお考えください。 |

**質問書様式**　　別紙

| 件名 | 首都圏中央連絡自動車道　戸田高架橋耐震補強工事 |
|---|---|

| 番号 | 質問分類（選択） | 質問対象（選択） | 質問箇所 | 質　問　事　項 | 回答（発注者使用欄） |
|---|---|---|---|---|---|
| 9 | 質問書A(申請書等に関する質問) | 技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合） | 技術評価項目及び技術評価基準<br>評価項目<br>【提案2】 | 様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目【提案2】「滝高架橋における高速道路本線近傍で行うクレーン作業による、吊作業時の供用路線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案」の提案範囲は、Ⅱ期線のA1橋台背面から行うＰ１橋脚とA1橋台へのクレーン及びが対象で、P2橋脚は対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 高速道路本線近傍において行うクレーン作業を対象とお考えください。 |
| 10 | 質問書A(申請書等に関する質問) | 技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合） | 技術評価項目及び技術評価基準<br>評価項目<br>【提案2】 | 様式４【技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)】を作成するにあたり、評価項目【提案2】「滝高架橋における高速道路本線近傍で行うクレーン作業による、吊作業時の供用路線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案」について、作業内容は、RC巻立て補強を行うための掘削土の運搬・埋戻しも含むと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。<br>　もし含むのであれば、特記仕様書28-3構造物掘削、28-3-1種別、普通部Ｇの区分にある１）「Ⅱ期線用地への運搬、仮置き」、２）「仮置き土の掘削箇所へのクレーンによる運搬、埋戻し」の運搬距離、仮置きの土量をご教示願います。 | 技術提案評価項目【提案2】の作業内容については、高速道路本線近傍においてクレーン作業が必要となる作業とお考えください。<br>なお、掘削土の仮置き場所や仮置き土量について、設計図書に誤りがございました。<br>仮置き場所は、掘削土を大型土のうに詰め、掘削箇所近傍の平坦部およびＡ１橋台背面のⅡ期線用地内へ仮置きするものとお考えください。<br>仮置き土量は、大型土のう2,214個分とお考えください。<br>運搬距離は、貴社の施工計画に基づきお考えください。<br>上記については、後日、交付図書を訂正いたします。 |
| 11 | 質問書D(設計図書に関する質問) | 設計図 | 戸田高架橋<br>1/100 | 戸田高架橋P5について、図面では遊間が200㎜あり、落橋防止装置を取付となっていますが、現地を確認したところ、遊間の200㎜がなくP5橋脚上の上部工は一体化されているようです。この施工については、契約後の協議と考えてよろしいでしょうか。 | 質問書D（設計図書に関する質問）の回答日に回答いたします。 |
| 12 | 質問書D(設計図書に関する質問) | 設計図 | 滝高架橋<br>17/28 | 下部工施工要領図（参考図）で、図面下段のP1、P2橋脚がいずれも「①下部補強施工 :繊維巻立て」になっておりますが誤りでしょうか。 | 質問書D（設計図書に関する質問）の回答日に回答いたします。 |
| 13 | 質問書D(設計図書に関する質問) | 設計図 | 東金IC Bランプ橋<br>38/100～47/100 | 東金IC Bランプ橋のP8・P9橋脚の現状の構造物掘削方法は、現在の歩車道と干渉するため、施工方法は、契約後の協議と考えてよろしいでしょうか。 | 質問書D（設計図書に関する質問）の回答日に回答いたします。 |